

○京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則

平成12年5月31日

規則第15号

改正 平成13年5月17日規則第17号

平成15年1月20日規則第79号

平成21年3月31日規則第99号

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(まちづくりに関する方針)

第2条 条例第2条第1号に規定する別に定めるまちづくりに関する方針は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法第6条の2第1項に規定する整備、開発及び保全の方針、都市再開発法第2条の3第1項に規定する都市再開発の方針、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第3条の6第1項に規定する住宅市街地の開発整備の方針及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項に規定する防災再開発の方針
- (2) 京都市都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2第1項に規定する基本方針をいう。)
- (3) 商業集積ガイドプラン
- (4) 京都市緑の基本計画
- (5) 京都市住宅マスタープラン
- (6) 職住共存地区整備ガイドプラン
- (7) 高度集積地区整備ガイドプラン

(運動施設)

第3条 条例第2条第5号イに規定する別に定める運動施設は、建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設とする。

(開発構想の届出)

第4条 条例第6条の規定により届出をしようとする者は、開発構想届（第1号様式）に

次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（届出に係る土地の区域を示したもので、縮尺が2,500分の1であるものに限る。）
- (2) 施設の配置に係る構想を示す図面
- (3) 開発事業に係る区域の土地及びその周辺の状況を示す写真
- (4) その他開発事業の構想（以下「開発構想」という。）の内容を示す図書  
（届出書の縦覧に係る公告）

第5条 条例第7条第1項に規定する別に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条に規定する開発事業者（以下「開発事業者」という。）の氏名及び住所  
（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 開発事業に係る区域の土地の地名及び地番並びに面積
- (3) 開発構想における主な用途
- (4) 届出書の縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 条例第8条第1項に規定する意見書の提出期限

（説明会の開催の公示）

第6条 条例第7条第3項の規定による説明会の開催の公示は、開発事業に係る区域の土地内の見やすい場所における掲示その他の適当な方法によって行うものとする。

（説明会開催状況報告書）

第7条 条例第7条第4項に規定する報告書は、説明会開催状況報告書（第2号様式）とする。

（開発構想の変更の届出）

第8条 条例第10条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、開発構想変更届（第3号様式）に第4条各号に掲げる図書のうちその内容が変更されたものを添えて、市長に提出しなければならない。

（審査会の会長）

第9条 京都市土地利用調整審査会（以下「審査会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の招集及び議事）

第10条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審査会の庶務)

第11条 審査会の庶務は、都市計画局において処理する。

(審査会に関する補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(開発事業に係る区域の土地の面積が2,000平方メートル未満であるものに係る開発構想の概要の公示等)

第13条 条例第19条第2項後段の規定による開発構想の概要の公示は、開発事業に係る区域の土地内の見やすい場所における掲示その他の適当な方法によって行うものとする。

2 前項の規定により公示する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 開発事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 開発事業に係る区域の土地の地名及び地番並びに面積

(3) 開発事業に係る区域の土地に係る都市計画法第4条第3項に規定する地域地区の種類

(4) 開発構想における主な用途及び用途ごとのおおよその面積

(5) 開発事業の着手予定時期

3 条例第19条第2項後段に規定する講じた措置の状況を記録した書類は、説明状況報告書（第4号様式）とする。

(適用除外)

第14条 条例第20条第1号に規定する別に定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 仮設の工作物に係る開発事業

(2) 既存の建築物の敷地内において行う車庫, 物置その他これらに類する付属建築物に係る開発事業

(3) 既存の工作物の管理のために必要な開発事業

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか, 条例の施行に関し必要な事項は, 都市計画局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条第1項の規定にかかわらず, 最初の審査会は, 市長が招集する。

附 則 (平成13年5月17日規則第17号)

この規則は, 平成13年5月18日から施行する。

附 則 (平成15年1月20日規則第79号)

この規則は, 平成15年2月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第99号)

この規則は, 平成21年4月1日から施行する。